

令和 6 年第 3 回神奈川県議会定例会議案

(予算 その 3)

目次		
議案番号	件名	ページ
定県第 101 号議案	令和6年度神奈川県一般会計補正予算（第4号）	1
	第1表 歳入歳出予算補正	2
	第2表 繰越明許費追加	3
	第3表 継続費変更	4
	第4表 債務負担行為追加	5
	第5表 地方債変更	8
定県第 102 号議案	同 年度神奈川県 水源環境保全・再生事業会計補正予算（第1号）	11
定県第 103 号議案	同 年度神奈川県 県営住宅事業会計補正予算（第1号）	13
定県第 104 号議案	同 年度神奈川県 水道事業会計補正予算（第1号）	19
定県第 105 号議案	同 年度神奈川県 電気事業会計補正予算（第1号）	21
定県第 106 号議案	同 年度神奈川県 酒匂川総合開発事業会計補正予算（第1号）	23

令和6年度神奈川県一般会計補正予算（第4号）

令和6年度神奈川県一般会計の補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,400万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2兆1,216億4,890万5千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の追加は、「第2表 繰越明許費追加」による。

（継続費の補正）

第3条 継続費の変更は、「第3表 継続費変更」による。

（債務負担行為の補正）

第4条 債務負担行為の追加は、「第4表 債務負担行為追加」による。

（地方債の補正）

第5条 地方債の変更は、「第5表 地方債変更」による。

令和6年11月25日 提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
12 繰 越 金		千円 167,756	千円 5,000	千円 172,756
	1 繰 越 金	167,756	5,000	172,756
14 県 債		108,385,000	39,000	108,424,000
	1 県 債	108,385,000	39,000	108,424,000
歳 入 合 計		2,121,604,905	44,000	2,121,648,905

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
8 商 工 費		千円 22,939,741	千円 44,000	千円 22,983,741
	1 商 工 総 務 費	9,978,853	44,000	10,022,853
歳 出 合 計		2,121,604,905	44,000	2,121,648,905

第 2 表 繰越明許費追加

款	項	事業名	金額
2 総務費			千円 97,000
	6 総務管理費		97,000
		本庁舎等維持運営費	97,000
9 土木費			612,000
	1 土木管理費		60,000
		土木用地等調査管理費	60,000
	3 河川海岸費		510,000
		水防情報基盤緊急整備事業費	80,000
		河川改修事業費	430,000
	4 砂防費		32,000
		通常砂防事業費	32,000
5 港湾費		10,000	
	港湾補修費	10,000	
10 警察費			52,019
	1 警察管理費		52,019
		警察施設各所営繕費	52,019
合計			761,019

第 3 表 継続費変更

款	項	事業名	補正前			補正後		
			総額	年度	年割額	総額	年度	年割額
8 商工費	1 商工総務費	浦島合同庁舎（仮称） 新築工事費	千円		千円	千円		千円
			3,191,000	5	33,000	3,470,000	5	33,000
				6	369,000		6	413,000
				7	1,252,000		7	1,356,000
				8	1,206,000		8	1,335,000
			9	331,000		9	333,000	

第 4 表 債務負担行為追加

事 項	期 間	限 度 額
大野山乳牛育成牧場費	令和6年度から 令和7年度まで	千円 9,900
土地改良施設危険防止対策事業費	令和6年度から 令和7年度まで	10,000
県有林事業費	令和6年度から 令和7年度まで	5,445
旧社営林事業費	令和6年度から 令和7年度まで	16,469
林道改良事業費	令和6年度から 令和7年度まで	5,379
林道維持費	令和6年度から 令和7年度まで	180,950
治山事業費	令和6年度から 令和7年度まで	46,420
水源林整備事業費	令和6年度から 令和7年度まで	262,509
総合リハビリテーションセンター指 定管理費	令和6年度から 令和9年度まで	5,693,342
道路補修費	令和6年度から 令和7年度まで	1,677,000
道路災害防除事業費	令和6年度から 令和7年度まで	140,000
電線地中化促進事業費	令和6年度から 令和7年度まで	32,000
交通安全施設等整備費	令和6年度から 令和7年度まで	590,000
橋りょう補修費	令和6年度から 令和7年度まで	310,000

事 項	期 間	限 度 額
街路樹維持事業費	令和6年度から 令和7年度まで	千円 431,500
道路改良費	令和6年度から 令和7年度まで	1,237,000
街路整備費	令和6年度から 令和7年度まで	248,000
河川環境整備事業費	令和6年度から 令和7年度まで	15,000
河川修繕費	令和6年度から 令和7年度まで	503,500
水防情報基盤緊急整備事業費	令和6年度から 令和7年度まで	22,000
河川改修事業費	令和6年度から 令和7年度まで	757,500
河川再生事業費	令和6年度から 令和7年度まで	6,000
海岸補修費	令和6年度から 令和7年度まで	35,000
海岸高潮対策費	令和6年度から 令和7年度まで	113,000
砂防林事業費	令和6年度から 令和7年度まで	28,000
砂防施設改良費	令和6年度から 令和7年度まで	10,000
砂防環境整備費	令和6年度から 令和7年度まで	22,000
防災砂防事業費	令和6年度から 令和7年度まで	100,000
通常砂防事業費	令和6年度から 令和7年度まで	98,000
地すべり対策事業費	令和6年度から 令和7年度まで	28,000

事 項	期 間	限 度 額
急傾斜地崩壊対策事業費	令和6年度から 令和7年度まで	千円 610,800
港湾指定管理費	令和6年度から 令和10年度まで	95,424
港湾補修費	令和6年度から 令和7年度まで	57,000
公園整備費	令和6年度から 令和7年度まで	150,000
警察施設各所営繕費	令和6年度から 令和7年度まで	273,141
交通安全施設整備費	令和6年度から 令和7年度まで	525,000
学校施設長寿命化対策費	令和6年度から 令和7年度まで	320,415
高等学校施設整備工事費	令和6年度から 令和7年度まで	348,126
高等学校施設整備工事関連費	令和6年度から 令和7年度まで	55,000

第 5 表 地方債変更

起債の目的	補 正 前			補 正 後				
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
(商工債) 浦島合同庁舎（仮称）新築工事費	千円 270,000	借入先 財務省、 銀行又は その他 借入方法 債券発行 （他の地 方公共団 体との共 同発行を 含む。）又 は普通貸 借の方法 による。 債券発行 の場合に おける発 行価格に ついては、 知事が定 める。 借入時期 令和6年 度。ただ し、事業 その他の 都合によ り、その 一部又は 全部を翌 年度に繰 り延べ起 債するこ とができ る。 その他 経済界そ の他の状 況により 長期債の 借り入れ が適当で ないと認 めるとき は、知事 が適宜償 還期間を 定め、長 期債を償 還財源と する短期 債をもっ て一時本	年 5.0% 以内。 ただし、 利率 見直し方 式で借 り入れ る公的資 金につ いて、 利率の 見直し を行った 後にお いては、 当該見 直し後 の利率 とする。	償還期間 据置期間 を含め60 年以内。 ただし、 財政の都 合により 償還年限 を短縮し、 繰り上げ し、又は 低利債に 借り替え ることが できる。 償還財源 一般歳入 又はその 他	千円 309,000	借入先 財務省、 銀行又は その他 借入方法 債券発行 （他の地 方公共団 体との共 同発行を 含む。）又 は普通貸 借の方法 による。 債券発行 の場合に おける発 行価格に ついては、 知事が定 める。 借入時期 令和6年 度。ただ し、事業 その他の 都合によ り、その 一部又は 全部を翌 年度に繰 り延べ起 債するこ とができ る。 その他 経済界そ の他の状 況により 長期債の 借り入れ が適当で ないと認 めるとき は、知事 が適宜償 還期間を 定め、長 期債を償 還財源と する短期 債をもっ て一時本	年 5.0% 以内。 ただし、 利率 見直し方 式で借 り入れ る公的資 金につ いて、 利率の 見直し を行った 後にお いては、 当該見 直し後 の利率 とする。	償還期間 据置期間 を含め60 年以内。 ただし、 財政の都 合により 償還年限 を短縮し、 繰り上げ し、又は 低利債に 借り替え ることが できる。 償還財源 一般歳入 又はその 他

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
	千円	起債にかえることができる。この場合長期債の借入時期は、短期債の償還終期まで延長する。			千円	起債にかえることができる。この場合長期債の借入時期は、短期債の償還終期まで延長する。		
合計	108,385,000				108,424,000			

令和6年度神奈川県水源環境保全・再生事業会計 補正予算（第1号）

令和6年度神奈川県水源環境保全・再生事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為）

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第1表 債務負担行為」による。

令和6年11月25日 提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

第 1 表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
森林環境調査費	令和6年度から 令和7年度まで	千円 20,000
丹沢大山保全・再生対策事業費	令和6年度から 令和7年度まで	14,500
水源林整備事業費	令和6年度から 令和7年度まで	95,218
水源林土壌保全対策事業費	令和6年度から 令和7年度まで	230,843

令和6年度神奈川県県営住宅事業会計 補正予算（第1号）

令和6年度神奈川県県営住宅事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9億9,727万4千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ369億7,457万6千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

（債務負担行為の補正）

第3条 債務負担行為の追加は、「第3表 債務負担行為追加」による。

（地方債の補正）

第4条 地方債の変更は、「第4表 地方債変更」による。

令和6年11月25日 提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 県営住宅事業収入		千円 35,977,302	千円 997,274	千円 36,974,576
	3 国庫支出金	6,223,056	285,053	6,508,109
	5 繰入金	5,253,766	27,221	5,280,987
	8 県債	13,903,000	685,000	14,588,000
歳 入 合 計		35,977,302	997,274	36,974,576

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 県営住宅事業費		千円 35,977,302	千円 997,274	千円 36,974,576
	1 住宅費	30,455,017	997,274	31,452,291
歳 出 合 計		35,977,302	997,274	36,974,576

第 2 表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
1 県営住宅事業費			千円 1,662,926
	1 住宅費		1,662,926
		県営住宅整備事業費	1,662,926

第 3 表 債務負担行為追加

事 項	期 間	限 度 額
県営上溝団地特定事業費	令和6年度から 令和9年度まで	千円 1,037,668
県営追浜第一団地特定事業費	令和6年度から 令和7年度まで	630,946

第 4 表 地方債変更

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
(土木債) 県営住宅整備事業費	千円 13,903,000	借入先 財務省、 銀行又は その他 借入方法 債券発行 (他の地 方公共団 体との共 同発行を 含む。)又 は普通貸 借の方法 による。 債券発行 の場合に おける発 行価格に ついては、 知事が定 める。 借入時期 令和6年 度。ただ し、事業 その他の 都合によ り、その 一部又は 全部を翌 年度に繰 り延べ起 債するこ とができ る。 その他 経済界そ の他の状 況により 長期債の 借り入れ が適当で ないと認 めるとき は、知事 が適宜償 還期間を 定め、長 期債を償 還財源と する短期 債をもつ て一時本	年 5.0% 以内。 ただし、 利率見直 し方式で 借り入れ る公的資 金につい て、利率 の見直し を行った 後におい ては、当 該見直し 後の利率 とする。	償還期間 据置期間 を含め60 年以内。 ただし、 財政の都 合により 償還年限 を短縮し、 繰り上げ し、又は 低利債に 借り替え ることが できる。 償還財源 繰入金又 はその他	千円 14,588,000	借入先 財務省、 銀行又は その他 借入方法 債券発行 (他の地 方公共団 体との共 同発行を 含む。)又 は普通貸 借の方法 による。 債券発行 の場合に おける発 行価格に ついては、 知事が定 める。 借入時期 令和6年 度。ただ し、事業 その他の 都合によ り、その 一部又は 全部を翌 年度に繰 り延べ起 債するこ とができ る。 その他 経済界そ の他の状 況により 長期債の 借り入れ が適当で ないと認 めるとき は、知事 が適宜償 還期間を 定め、長 期債を償 還財源と する短期 債をもつ て一時本	年 5.0% 以内。 ただし、 利率見直 し方式で 借り入れ る公的資 金につい て、利率 の見直し を行った 後におい ては、当 該見直し 後の利率 とする。	償還期間 据置期間 を含め60 年以内。 ただし、 財政の都 合により 償還年限 を短縮し、 繰り上げ し、又は 低利債に 借り替え ることが できる。 償還財源 繰入金又 はその他

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
	千円	起債にかえることができる。この場合長期債の借入時期は、短期債の償還終期まで延長する。			千円	起債にかえることができる。この場合長期債の借入時期は、短期債の償還終期まで延長する。		

令和6年度神奈川県水道事業会計補正予算（第1号）

（総 則）

第1条 令和6年度神奈川県水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為の補正）

第2条 令和6年度神奈川県水道事業会計予算第5条に定めた債務負担行為に、次のとおり追加する。

事 項	期 間	限 度 額
取水及び浄水施設維持運営費	令和6年度から 令和7年度まで	78,353
給水装置維持運営費	令和6年度から 令和7年度まで	9,821
原水及び浄水設備整備事業費	令和6年度から 令和7年度まで	96,569
配水管網再構築事業費	令和6年度から 令和7年度まで	445,938
水道施設耐震化事業費	令和6年度から 令和7年度まで	2,309,161
老朽配水管リフレッシュ事業費	令和6年度から 令和7年度まで	1,726,605
配水管等切回事業費	令和6年度から 令和7年度まで	215,051
その他配水設備整備事業費	令和6年度から 令和7年度まで	183,524
業務設備整備事業費	令和6年度から 令和7年度まで	53,693
大口径老朽管リフレッシュ事業費	令和6年度から 令和7年度まで	431,218

令和6年11月25日 提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

令和6年度神奈川県電気事業会計補正予算（第1号）

（総 則）

第1条 令和6年度神奈川県電気事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為の補正）

第2条 令和6年度神奈川県電気事業会計予算第6条に定めた債務負担行為に、次のとおり追加する。

事 項	期 間	限 度 額
相模貯水池堆砂対策事業費	令和6年度から 令和7年度まで	1,126,829 <small>千円</small>
相模貯水池管理事業費	令和6年度から 令和7年度まで	3,300

令和6年11月25日 提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

令和6年度神奈川県酒匂川総合開発事業会計補正予算（第1号）

（総 則）

第1条 令和6年度神奈川県酒匂川総合開発事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為の補正）

第2条 令和6年度神奈川県酒匂川総合開発事業会計予算第5条に定めた債務負担行為に、次のとおり追加する。

事 項	期 間	限 度 額
貯水池等保全対策事業費	令和6年度から 令和7年度まで	135,575 <small>千円</small>

令和6年11月25日 提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

